

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年3月2日(金) 午後3時00分～午後3時55分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階 西会議室
 3. 出席委員 農業委員(13名) 農地利用最適化推進委員(4名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	欠 席	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員 11番 藤岡秀信委員(1名) 推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第5条規定による申請の件

議第2号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 農業振興地域の整備に関する法律第13条による計画変更の協議について

議第5号 農地法第3条第2項第5号規定による下限面積(別段面積)の設定について

議第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

議第7号 その他

1) 施行規則該当転用について

2) 事業計画変更申請について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

2)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局長補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から3月の定例委員会を開催致します。
 本日の出席委員は、農業委員13名中12名が出席して頂いておりますので総会は
 成立していることを報告致します。なお、藤岡委員からは、検査のため欠席する旨の
 連絡を頂いております。なお、推進委員は4名全員出席して頂いております。

 (会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から
 指名させて頂くことに異議などございませんか。

 (議長一任の声有り)

議 長 議長一任との声がありましたので、本日の議事録署名委員に5番、奥本委員と6番、
 木下委員のお二人を指名致します。

 続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の龍局長と東浦補
 佐を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議第1号を議題と
 致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街
 化調整区域の農地を売買による所有権移転により、農地以外の目的に使用するための
 転用申請でございます。

 番号1番、申請地、大字田井□□□番3(田)121㎡、大字田井□□□番3(田)
 58㎡、譲受人、檀原市、□□□□□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、□□□
 □、申請地は、売買による所有権移転で、露天資材置場への転用申請でございます。
 場所は、部会現地調査順序表第3番目、クリーンセンターより□へ約500mのところ
 でございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、第1号議案
 につきましては1件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき
 審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。番号1 大字田井の□
 □□□さんの露天資材置場への転用の申請であります。申請地の現況は、耕作されて
 います。周囲の状況は、北側と東側は申請者の所有地 西側と南側は農地です。
 周囲に擁壁をもうけ、地上げし土砂の流出がないように造成されます。南側の隣接農
 地の方や田井水利組合からも同意を得ています。雨水は、自然浸透で北西側既設水路
 に排水されます。周囲への被害はないものと思われれます。農地部会としては妥当な申
 請であろうという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただ
 きます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転
 用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。大字田井の申請地の農地区分は、近鉄浮孔駅より約
 700mの所に位置し、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、
 必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されて
 おり、事業計画書の資金計画も妥当な金額であり、転用の目的を達成する資金とし

て適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し約2ヶ月で完成するとのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第1号議案について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

13番 　航空写真で見ますと田んぼの真ん中が申請地となっておりますが、こういう転用でもよろしいのでしょうか。

事務局 　利用計画図を見て頂きますとおわかり頂けるとおもいますが、昨年の10月の委員会で、その北側を申請され許可を受けられましたが、まだ未着手でございますのであとで議案として出て参ります事業計画変更の申請地と合わせて使用される計画で進入は現在使用している資材置場から進入されます。

議 長 　他に質問等ございませんか。ないようですので、採決致します。議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第1号は県へ送付することに決定致します。
続いて議第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第2号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作権の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大中南町□□□番(田)1,080㎡借受人、大中南町、□□□□□、貸出人、大中南町、□□□□、持分□/□、□□□□、持分□/□、解約理由は、高齢のためでございます。

以上、議第2号につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 　なしとの声がありましたので、議第2号は事務局処理と致します。
続いて、議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせていただきます。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、利用権を設定する者、大字岡崎、□□□□、利用権を設定する農地、大字市場□□□番(田)1,157㎡、大字岡崎□□番(田)201㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、磯野町、□□□□、利用権を設定する者、奈良市、□□□□、利用権を設定する農地、大字築山□□□番（田）1,424㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、利用権を設定する者、大字市場、□□□□□□□□、利用権を設定する農地、大字岡崎□□□番（田）1,114㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字曾大根、□□□□、利用権を設定する者、曾大根二丁目、□□□□、利用権を設定する農地、大字曾大根□□□番1（田）1,556㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、利用期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字田井、□□□□、利用権を設定する者、大字田井、□□□□、利用権を設定する農地、大字勝目□□□番（田）1,637㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者、東雲町、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□番（田）1,546㎡、利用権の種類は、貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、賃料は18,000円、利用期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。それでは、議第3号について原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので議第3号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

議 長 　次に議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農業振興地域の整備に関する法律第13条による計画変更の協議について説明いたします。本件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき、市の産業振興課より農用地区域の変更に対し意見書の交付の依頼を受

けたものでございます。大谷地内の農用地区域から、除外申請をされるものです。申請地、大字大谷□□番3の一部、(田)除外面積650㎡、申請人、葛城市、□□□□、太陽光発電設備への転用目的でございます。場所は、調査順序表第1番目 北角公民館より□へ約100mのところでございます。

この件につきましては、農用地から除外することで、周辺の営農に支障が生じないか等をご審議頂き、ご異議なければ、産業振興課に対しその旨の意見書の交付をさせていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。□□□□さんの件ですが、農地部会で現地調査を行いました。今後、太陽光発電設備を行う予定とのことです。周囲は、北側と西側は水路、東側は親族の所有地、南側は親族の農地です。周囲に被害はないものと思われまます。農地部会では、農用地の除外に問題はないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、農地部会長からの報告がございましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

1 4 番 農用地の除外申請が、1002㎡のうち650㎡となっておりますが、これはなぜ部分的に除外されるのですか。転用される部分だけということですか。

事務局 1002㎡のうち農業用倉庫が建っている部分もあり、もとからその部分は農用地から除外されておまして、転用の部分ということではなく、全体の面積の650㎡が農用地であり、それを除外し区域の変更を行うということでございます。

1 4 番 わかりました。農用地の部分ということですね。

7 番 私が委員になってから、農用地の除外申請があがってきたことがなかったように思います。高田市内には農用地区域が少なく面積を減らすことは出来ないようで、除外するのはなかなか難しいようなお話を聞いていたのですが、除外の要件が変わったのですか。

事務局 基本は変わっておりません。高田市内の農用地は、大谷、磯野、根成柿、松塚の一部が指定されており市内農地の全体からみてかなり面積が少なく、その関係で、今までは必ず除外する場合、代替えで他の農地を農用地に入れていただくようお話をさせて頂いていたようですが、代替地が今回はないようで農用地区域の北の端でもあり産業振興課の方で区域変更しても支障ないと判断で、除外の申請の案件として上がってまいりました。

7 番 大谷には農用地区域があるのですが、いままでも農用地の除外の相談を私も受けておりますが、産業振興課では受け付けてもらえなかったようにお聞きしています。除外にあたって、公平に扱っていただいているのでしょうか。方針が変わったのであればこの場で担当課よりご説明いただくべきではないですか。

事務局 除外申請をうけつけるかどうかの判断は、産業振興課での判断でありまして、農業委員会としては農用地を除外することによって支障がないかどうかをご審議いただくということですので。

- 1 3 番 農用地からはずす、はずさないという判断は、産業振興課で先にフィルターをかけていただいた上で、今回の案件となったという理解でよろしいのですよね。案件にあげるかの判断は産業振興課の方でされるということですね。
- 1 2 番 農用地のはずす要件が変わったら地域の皆さんにお知らせしないといけないのではないですか。
- 7 番 みんな外したがっておられるから、いくらでもできますよ。わたしにもかなりの相談がありますから。
- 事務局 あくまで農用地をどうしても除外しなければならない理由がなければ外すことができません。農地として利用している限り除外はできません。除外のご相談があつてからどういう要件ではずせるかでないではないですか。あくまでも農地として活用していく区域ということで、設定されておりますので。
- 3 番 この農用地に指定されていることで、何かメリットというか、優遇されていることはあるのですか。
- 事務局 農業用の水路や道路などの整備は農用地であることから出る補助金もございますので、優先的に整備していただけるようです。税制面では相続税について低い課税になるぐらいでさほど優遇されてはおりません。
- 7 番 今までその地域で、農業用の道路や水路の整備をして頂いたことがありませんよ。
- 議長 今回の申請地の西側に大きな水路が整備されていましたが、それは整備されたものではないのですか。
- 7 番 あの水路は、野口地内からの排水路で、大谷の水路ではありません。大谷では整備していただいております。
- 1 2 番 農用地に入れられるときは、地元の説明された上で指定されたのですかね。
- 事務局 指定されたのがかなり前になりますが、その時には説明された上で了解を得て指定されたようにお聞きしています。
- 7 番 そうですね。大谷でも、そういう説明があつて指定されていたことを父から聞いています。でも農家の人は、うまい話をもってこられたらそのまま鵜呑みにして判断されますからね。今回除外申請されることで、また相談有りましたら人で区別されることなく公平な基準で農用地の除外を受けて頂くように申し入れをお願いします。
- 事務局 先ほどからもご説明させて頂いているとおり、転用ありきでの除外ですので、同じ地域でも転用が出来ないような場所であれば除外も申請していただけない事もあります。立地条件、農地区分等を判断した上での申請受付になると思いますので、その点ご理解いただきますようお願いいたします。産業振興課には、委員の皆様からの今回の意見は申し伝えます。
- 議長 その他に何かご意見、ご質問ございませんか。
- 他にないようですので採決いたします。議第4号、農業振興地域の整備に関する法律第13条による計画変更の協議について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので議第4号は、産業振興課に対して、計画変更について承認した旨の回答をすることに決定致します。
- 議長 次に議第5号を議題と致します。事務局より説明願います。
- 事務局 議第5号、農地法第3条第2項第5号による下限面積(別段の面積)の設定について

て説明を致します。これにつきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになっています。また、農業委員会の適正な事務実施について、平成22年12月22日付の農林水産省経営局長通知の一部改正により、各農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされました。これによりまして、平成30年度の下限面積（別段の面積）の設定について、次のとおり提案するものでございます。農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積（別段の面積）20アールの変更は行わない。理由、平成30年1月末現在の農家台帳システムに登録されている管内の農家で20アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割を超えているため。以上でございます。

議長 　ただ今、議第5号について事務局から説明あったとおりでありますが、この件につきまして何かご意見などございましたら挙手をお願いします。

6番 　下限面積というのはどういう時に必要な面積なのですか。2反からが農家扱いとなるのですか。

事務局 　農地の耕作権や所有権を取得するときに、農地法では5反が農地取得の要件ですが、市町村の状況に応じて設定出来るもので、高田市では農地の権利を取得する時には、取得する農地を合わせて2000㎡必要だということです。周辺の市町村では1000㎡からのところもございます。

議長 　他にご意見ご質問ございませんか。他にないようですので、採決致します。それでは、議第5号について原案のとおり、別段の面積は20アールに決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議第5号の別段の面積は20アールとさせていただきます。続いて、議第6号を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 　説明させていただきます。先月の委員会の終了後、農政部会を開催頂き、平成29年度の活動計画の点検・評価（案）並びに平成30年度の活動計画（案）につきましてご審議頂きました。点検・評価につきましては、市内の農業の現状、農地の利用集積、新規参入者の実績、違反転用の対応等、それらに対する評価、また、法的な事務処理件数や、その処理状況について記載しております。平成29年度の活動を数字や対応結果として記載しております。また、活動計画につきましては、平成29年度とほぼ同様の活動内容で目標設定をしております。農地部会でご意見を反映させ、案として出させていただきました。ご決定頂きましたら、この案をホームページに掲載し、農業者の意見を聴取した上で、委員会で再度ご審議頂く事になりますので、お目直し頂き、ご意見等ございましたら事務局までご連絡頂ければ意見として取り入れて参りたいと存じますのでよろしくお願い致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりでありますが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声あり）

議長 　なしとの声を頂きましたので採決致します。それでは、議第6号について、案として決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議第6号については、市のホームページ等に掲載し30日間、農業者より意見を聴取し、点検・評価、活動計画等に反映し、再度5月の委員会においてお諮りさせていただきますのでよろしくお願い致します。

次に議第7号、その他の1番について、事務局より説明願います。

事務局 議第7号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。

本件は、農地の転用の制限の例外として農地法施行規則第32条第1号に定められた転用届出でございます。

番号1番、届出地、礒野北町□□番6(田)42㎡、農地への進入路として分けて頂いていた農地に農機具の出入りをしやすくするため、農道として造成されるための届けでございます。場所は部会調査順序表第2番目、礒野市宮住宅より□へ約50mのところ です。

以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、いずれも申請書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので、部会長より調査結果の説明をお願いします。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。申請地は、礒野北町□□番6で、地目は(田)面積は42㎡です。申請者は礒野町の西川さんです。申請場所は、礒野市宮住宅より□に約50mところで、現況は田ですが、農業用進入路として使用される計画のため、施行規則第29条転用の届出をされたものです。周囲に被害はないものと思われま す。農地部会ではやむを得ないものと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なしとのお声がありましたので採決致します。

それでは、議第7号、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第7号、その他の1番につきましては、事務局処理に決定致します。次にその他の2番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第7号、その他の2番、農地転用事業計画変更申請承認について説明いたします。

番号1番、申請地、大字田井□□□番(畑)892㎡、変更前の事業計画に従った実施状況は、未着手でございます。転用申請人、檀原市、□□□□□□□□、前回申請と同様、露天資材置場への転用で、計画面積の変更でございます。

本件は平成29年10月10日の委員会でご審議いただき、平成29年11月17日に県の許可を受けた案件で、今回5条申請ありました部分により、申請地を整形するため拡幅され資材置場として利用する計画に変更され、転用工事が完了しておりませんので、今回の5条申請とあわせて事業計画変更の申請が必要となったための案件でございます。場所は、部会現地調査順序表第3番目と同様で、クリーンセンターより□へ約500mのところでございます。

以上、第7号議案、その他2番につきましては、1件の農地転用事業計画変更申請でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局から説明がありました。農地部会として、第5条申請の現地調査の報告と同様でございますので、部会長からの報告は割愛させていただきます。この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。異議ございませんか。

（なしの声あり）

議長 　ご質問などがないようですので、異議ないものとして採決いたします。それでは、議案第7号、その他の2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議案第7号、その他の2番については、県へ送付することに決定いたします。続きまして議案第7号、その他の3番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　議第7号、その他の3番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出についての事後報告でございます。

番号1番、所在地、大字根成柿□□番1（田）外6筆、農地面積は合計で5,739㎡、相続人、大字根成柿、□□□□、平成30年2月5日、相続による所有権の移転の届出で、あっせん希望はされておられません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については1件の届出でございます。

議長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて議第7号、その他、3番、専決処分の報告について報告第2号を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 　議第7号、その他の3番、専決処分の報告について報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成30年1月26日から2月26日までに報告があった案件でございます。

番号1番、転用届出地、中三倉堂一丁目□□□番1、（田）901㎡、中三倉堂一丁目□□□番1、（田）701㎡、譲受人、奈良市、□□□□□□□□、譲渡人、中三倉堂二丁目、□□□□、持分□/□、大中南町、□□□□、持分□/□、大阪市、□□□□、持分□/□、中三倉堂一丁目、□□□□、一戸建専用住宅8戸への転用届出であります。確認委員の今村会長に、平成30年2月6日に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありました。これらの件について何かご質問等ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 　異議なしとの事でございますので、報告第1号を終わります。

議長 　議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

（なしとの声あり）

議長 　他にないようですので、これで3月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方

には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今村平治郎

署名委員 奥本 正嗣

署名委員 木下 浩明